

平成 27 年度第 13 回人事委員会臨時会会議結果

1 開催日時 平成 27 年 9 月 25 日（金）午後 1 時 59 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司
委員 飛澤 重嘉
委員 小原 忍

事務局長 佐藤 新
総括課長 坊良 英樹
総務・任用担当課長 加藤 勝章
審査・給与担当課長 藤村 朗

4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、議案第 2 号、議案第 3 号及び協議事項 1 を非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号 職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正について（公開）

議案第 2 号 不利益処分についての不服申立ての受理について（非公開）

議案第 3 号 議案第 2 号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について（非公開）

協議事項 1 平成 27 年職員の給与等に関する報告及び勧告について（非公開）

5 審議の状況（結果）

(1) 公開とした会議

〔議案第 1 号〕

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正について、決定した。

(2) 非公開とした会議

〔議案第 2 号〕

不利益処分についての不服申立ての受理について、決定した。

〔議案第 3 号〕

議案第 2 号の事案に係る審理の委任及び審理長の指名について、決定した。

〔協議事項 1〕

平成 27 年職員の給与等に関する報告及び勧告について、協議した。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

F A X 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

議案第1号

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正について

平成27年9月25日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

共済年金と厚生年金の一元化に伴い、所要の整備を行うもの。

第2 規則案の内容

共済年金と厚生年金の一元化に伴い、給与支給明細書に標準報酬等を記載するため、所要の改正を行うこと。（第11条、第12条関係、様式第2、様式第3関係）

第3 施行期日等（附則関係）

- (1) 平成27年10月1日から施行すること。
- (2) この規則による改正前の職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正について

1 趣旨

共済年金と厚生年金の一元化に伴う所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- ① 条項の追加（第 11 条関係 職員別給与簿への記録事項の追加）
- ② 文言の修正（第 12 条関係 重複する法令番号の削除）
- ③ 職員別給与簿（様式第 2）の変更
- ④ 基準給与簿（様式第 3）の変更

3 背景及び改正理由

- ・ 共済年金の掛金及び給付金の算定方法について、H27. 10 からスタートする共済年金と厚生年金の一元化に伴い、手当率制から厚生年金と同じ標準報酬制へ移行することとなっている。（別添 1 参照）
- ・ 算定の基礎となる標準報酬について、国家公務員共済組合法施行規則（昭和 33 年 10 月 11 日大蔵省令第 54 号）では「組合員の標準報酬を決定し又は改定したときは、その旨を当該組合員に通知しなければならない」とされており（別添 2 参照）、また、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和 37 年 9 月 8 日自治省令第 20 号）においても国と同様の規程を設ける予定とされている。
- ・ この通知の手段として、給与支給機関である総務事務センターから、給与支払明細書に欄を設け、標準報酬及び併せて明示すべき事項（改定月、等級、標準期末手当等の額）を記載（印字）する方法によりたい旨の申立があったことから、給与支払明細書の記載内容の追加について、同規則の構成上必要な所要の改正（別添 3 参照）を行うもの。

4 改正案

- ① 条項の追加（第 11 条関係 職員別給与簿への記録事項の追加）

第 11 条 職員別給与簿には、第 8 条の規定により報告された勤務実績及び次条の規定による通知に基づいて、各給与期間につき次に掲げる事項を給与支給機関が記録するものとする。

：

- (3) 現金支給額

(4) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に基づく標準報酬の改定月、等級及び月額並びに標準期末手当等の額

- ② 文言の修正（12 条関係 重複する法令番号の削除）

第 12 条 給与支給権者は、職員について次に掲げる事項に異動があったときは、その都度給与支給機関に通知しなければならない。

：

- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年 9 月 8 日法律第 152 号）に基づく職員の属する共済組合名及び掛金率
 ⇒ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年 9 月 8 日法律第 152 号）に基づく職員の属する共済組合名及び掛金率

③ 職員別給与簿(様式第2)の変更

現金 支給 額	備考	現金 支給 額	標準報酬						標準期末手当等 の額		備考		
			改定 月	短期		長期				短期		長期	
				等級	月額	厚生年金		退職等年金				厚生 年金	退職等 年金
						等級	月額	等級	月額				
(26)	(27)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)

④ 基準給与簿(様式第3)の変更

現金 支給 額	備考	現金 支給 額	標準報酬						標準期末手当等 の額		備考		
			改定 月	短期		長期				短期		長期	
				等級	月額	厚生年金		退職等年金				厚生 年金	退職等 年金
						等級	月額	等級	月額				
(22)	(23)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)

5 施行日等

- (1) この規則は、平成27年10月1日から施行する。
- (2) この規則による改正前の職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

I 被用者年金制度の一元化

改正の趣旨

今回の改正の趣旨は、多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度を目指す平成24年2月17日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、厚生年金制度に統一することです。

算定方法

掛金や給付額の算定基礎が変わります

— 時間外勤務が多い方、医師など諸手当が多い方は
掛金等が大きく変わることが見込まれます —

被用者年金制度の一元化に伴い、短期掛金（医療）・長期掛金（年金）など毎月の給料から控除されている共済掛金や、傷病手当金などの短期給付・老齢厚生年金（※）などの長期給付の算定の基礎が、現行の「手当率制」から厚生年金・健康保険や国家公務員共済と同じ「標準報酬制」に移行します。

※ 平成27年10月から公務員は厚生年金保険の適用となります。

Q1 手当率制と標準報酬制の違いはなに？

手当率制では、掛金は「給料月額」に「みなし手当」を加えた額に掛金率を乗じて算定されます。「みなし手当」は実際に支給される手当の多寡にかかわらず、一律に給料月額の25%（※1）を手当の額とみなして算定しています。

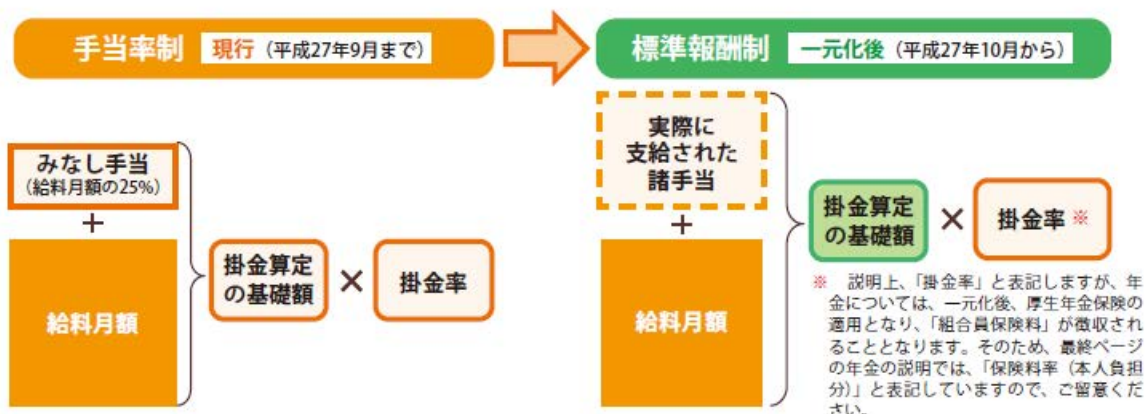
一方、標準報酬制では、「給料月額」に「実際に支給された手当」を加えた額を「報酬（※2）」と呼び、掛金はこの報酬の額に掛金率を乗じて算定されます。したがって、給料月額が同じ額でも諸手当の多寡により、個人ごとに掛金が変わります。

特に、時間外勤務が多い場合や医師など諸手当が多い場合は、掛金が大きく変わることが見込まれます。

※1 25%は、すべての地方公務員の給料月額に対する手当の割合の平均として法令で定められています。

※2 報酬には、原則として組合員が受ける給料月額、地域手当、扶養手当、通勤手当等の諸手当のすべてを含むものとされています。

なお、期末・勤勉手当に係る掛金については、引き続き支給額を基に算定されます。



別添 2

国家公務員共済組合法施行規則

(昭和三十三年十月十一日大蔵省令第五十四号)

(標準報酬の組合員への通知等)

第九十六条の三 組合は、法第四十二条第二項、第五項、第七項、第九項又は第十一項の規定により組合員の標準報酬を決定し又は改定したときは、その旨を当該組合員に通知しなければならない。この場合において、当該組合員が交流派遣職員、私立大学派遣検察官等若しくは私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員又はラグビー派遣職員である組合員であるときは、当該決定し又は改定した標準報酬を当該組合員を使用する派遣先企業、法科大学院設置者、受入先弁護士法人等、オリンピック・パラリンピック組織委員会又はラグビー組織委員会に通知しなければならない。

2 組合は、前項前段の規定にかかわらず、組合員の標準報酬を閲覧に供することをもつて同項前段の通知に代えることができる。

別添 3

○職員給与簿及び給与の支払監理に関する規則

昭和38年12月3日人事委員会規則第19号

(職員別給与簿)

第10条 職員別給与簿は、各職員ごとに毎年作成する。

第11条 職員別給与簿には、第8条の規定により報告された勤務実績及び次条の規定による通知に基づいて、各給与期間につき次に掲げる事項を給与支給機関が記録するものとする。

- (1) 給料、給料の特別調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（給与条例第30条の3の規定による手当を含む。以下同じ。）、へき地手当（給与等条例第25条の3の規定による手当を含む。以下同じ。）、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜勤手当、義務教育等教員特別手当その他の給与の支給額
- (2) 所得税、共済組合掛金、住民税その他の控除額
- (3) 現金支給額

標準報酬の項目無し

(基準給与簿)

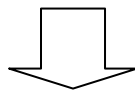
第13条 基準給与簿は、任命権者の指定する課、公所等の組織別に各給与期間ごとに作成する。

第14条 基準給与簿には、職員別給与簿に記録された事項を、給与支給機関が集録するものとする。

(給与支給明細書)

第18条 職員に給与を支払うに当たっては、所属機関の長は、基準給与簿に基づいて作成された給与支給明細書を交付しなければならない。

2 給与支給明細書の様式は、別に定めるところにより所属機関の長が定めるものとする。



給与支給明細書は基準給与簿に基づいて作成され、基準給与簿は職員別給与簿に記載された事項を収録するものとされている。

⇒ 現在、職員別給与簿に記載する内容として、標準報酬に関する事項は定められていないため、基準給与簿及び給与支給明細書に標準報酬について記載することが出来ない。